

植物防疫情報

発行所

農林水産省 横浜植物防疫所

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎内

TEL:045-211-7164

公式キャラクター
ぴーきゅん®

植物防疫所HP

QRコード

植物防疫所

<https://www.maff.go.jp/pps/index.html>

ジャガイモシロシストセンチュウの 緊急防除の現状について

1 はじめに

平成27年8月、北海道の一部地域において、国内で初めてジャガイモシロシストセンチュウ (*Globodera pallida*、以下「Gp」) の発生が確認され、翌年10月から緊急防除を開始しました。令和8年3月2日、省令と告示の一部改正により防除期間が令和11年3月31日まで延長され、5月22日、告示の一部改正により防除区域が一部変更されています。

本記事では、現在のGpの防除状況などについて紹介します。

2 ジャガイモシロシストセンチュウの生態

Gpは、ジャガイモなどのナス科植物の根に寄生して養分や水分の吸収を阻害し、生育不良、黄化症状、しおれなどを引き起こし、ひどい場合には植物体全体を枯死させます。

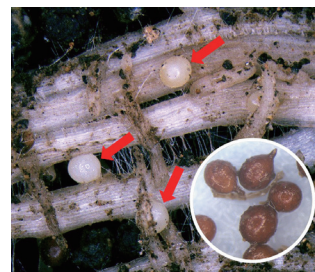


Gpによる被害を受けた株

Gpの雌成虫は球形で、多数の卵を内包したまま土壤中で硬化し、褐色のシストを形成します（直径0.6mm程度）。

シストは乾燥や低温に強く、シスト中の卵は10年以上生存することもあります。また、シストは農作物や農機具、靴の裏などに付着した土に混ざって、ほかのほ場へ移動してま

ん延します。Gpに関する詳しい解説は、植物防疫所病害虫情報135号に掲載していますので、ご参照ください。



根に寄生する雌成虫（赤矢印）と褐色のシスト（右下）

3 緊急防除の現状

令和8年9月時点の防除状況は、以下のとおりです。

(1) 防除区域

これまでに、5市町22大字でGpの発生を確認しましたが、緊急防除の結果、現在は4市町5大字となり、発生範囲は縮小しています。

【現在の防除区域】

北海道網走市清浦

北海道斜里郡清里町神威（※）

北海道斜里郡小清水町神浦

北海道斜里郡斜里町中斜里（※）

北海道斜里郡斜里町三井（※）

※については大字内の一部地域のみ

(2) 防除期間

平成28年10月23日～令和11年3月31日

(3) 防除の内容

- ① Gpが確認されたほ場でのジャガイモなどのナス科植物の作付けの禁止
- ② ジャガイモなどのナス科植物の地下部や土壌

の付着した植物の地下部などの移動の制限

- ③ Gpが付着し、又は付着しているおそれがあるとして植物防疫官が指定した植物の地下部などの廃棄
- ④ Gpが確認されたほ場での対抗植物の植栽や土壌くん蒸による防除

4 緊急防除の内容の詳細

(1) Gpの発生有無の確認方法

現地のは場から採取した土壌をプラスチックカップに入れ、小さいジャガイモを植えて、ジャガイモの根にシストが形成されるか否かで確認しています。シストが形成されたほ場は緊急防除の対象となり、(3)の防除対策を行った後、改めてシストが形成されるか否かを確認します。この結果、シストが形成されなければ、そのほ場は検出限界以下までシストが減少したと判断され、緊急防除の対象から外れます。

(2) 移動制限の内容

防除区域内で生産されたジャガイモ、テンサイ、ナガイモ、ニンジンなどの土壌が付いたまま輸送される作物は、防除区域外の加工工場などに移動される際に、植物防疫官が運搬車両に土壌が付着していないか、荷台の幌掛けなどの土壌の飛散防止対策が行われているかを確認します。

(3) ほ場での防除対策

Gp発生ほ場では、輪作体系の中でジャガイモを植える時期や秋まき小麦の収穫後に、対抗植物としてトマトの野生種（ポテモン）や緑肥用トマト（KGM201）を植えています。



トマトの野生種(ポテモン)

ポテモンやKGM201は、Gpのシストから幼虫のふ化を促す物質を根から分泌しますが、ふ化した幼虫がこれらの植物の根に侵入しても、栄養を得ることができず死滅します。このため、これらの植物を発生ほ場に植えると、

Gpの密度低減が可能です。

このほかに、Gpの増殖を招く野良生えの処理や、ほ場で使用した農機具などの洗浄も実施しています。

5 抵抗性品種の開発について

Gpが検出限界以下になったほ場においては、ジャガイモなどのナス科植物の作付けができるようになりますが、Gpが寄生できる品種を植えてしまうと、土壌中にGpがわずかに残っていた場合に再び増殖する可能性があります。このため、農林水産省では「ジャガイモシロシストセンチュウ再発防止対策指導要領」を定め、「検出限界以下ほ場において、ナス科植物の栽培を行う場合は、Gpに対して相当の抵抗性を有していると認められる品種を選択する」としています。

現在国内で品種登録されているGp抵抗性品種は、いずれも海外で育成された導入品種です。

- ・フリア：フランスの民間企業が開発したでん粉原料用品種。
- ・ユーロビバ：ドイツの民間企業が開発したでん粉原料用品種。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が海外からの導入品種と国産品種を交配することで、以下の2品種を育成して登録出願し、きたすずかは令和8年8月13日に品種登録されました。

- ・きたすずか：「Eden」×「十勝こがね」で育成された加工・生食用品種。
- ・きよみのり：「フリア」×「サクラフブキ」で育成されたでん粉原料用品種。

このほかにも、まだ品種登録には至っていませんが、複数の研究機関や民間企業でGp抵抗性品種が育成されています。

6 おわりに

緊急防除を円滑に実施するためには、現地の生産者や関係者の皆様の協力が不可欠です。

また、観光などで北海道を訪れた際は、Gpのような害虫や病気のまん延を防ぐため、無断では場に立ち入らないようにしてください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、Gpは人畜には無害であり、Gpが付着したジャガイモを食しても健康を害することはありません。

東海農政局とコラボレーションした広報について

令和7年度、名古屋植物防疫所は東海農政局とコラボレーションして広報活動を行いました。その事例を紹介します。

1 東海農政局「消費者の部屋」での植物防疫に関する特別展示

東海農政局が設置する消費者の部屋では、身近な食生活に関する情報や農林水産省の取組などを一般の方向けに展示して紹介しています。

令和7年11月5日(水)～11月18日(火)、植物防疫をテーマとした「農業と緑を守るために『植物防疫所の仕事』」の展示を行いました。植物防疫所の業務内容を紹介するパネルや海外から持ち帰ることができない果物の模型、輸入検査で見つかった害虫の標本、侵入調査に使用するトラップなどを展示し、多くの方に見学していただきました。

2 BUZZ MAFFで東海農政局とコラボした動画を公開

植物防疫所は、農林水産省公式YouTubeチャンネルBUZZ MAFFに「ぴーきゅんTV」として参加しています。「ぴーきゅんTV」では、植物検疫の制度周知のための動画や植物防疫所を身近に感じてもらうための動画を発信しています。この取組の1つとして、東海農政局が発信する「でらTOKAI」と協力し、「ぴーきゅんTV」×「でらTOKAI」のコラボレーション動画を3本公開しました。



コラボレーション動画サムネイル

(1)「ぴーきゅんが東海農政局にやってきました!!」

先に紹介した「消費者の部屋」の植物防疫所に関する特別展示をぴーきゅんが見学に行く様子を動画にしました。展示に興味津々なぴーきゅんが見どころです。

(2)「【リアクションやいかに】植防の仕事、行政職の人にやってみてもらった」

植物防疫所の虫や植物を取り扱う業務を東海農政局の行政職の職員に体験してもらう動画になっています。普段から病害虫に触れている植物防疫官にとっては当たり前の業務でも、行政職の方にとっては刺激的だったようです。

(3)「植物検疫のその先を知りたい!」

輸入検疫を受けた植物が、その後どのように栽培され販売されているのか、東海農政局の職員と一緒に生産者の方を訪問して見に行く内容になっています。植物防疫官は、植物の輸入時の姿はよく見えていますが、その先の栽培や販売の様子まではほとんど見ることはありません。輸入→生産→販売の様子を一連の流れで紹介することで、農業生産の中で植物防疫官が持つ役割とその重要性を動画でアピールしました。

これらの動画はBUZZ MAFFで公開しています。いつでも視聴できますので、ぜひご覧ください。

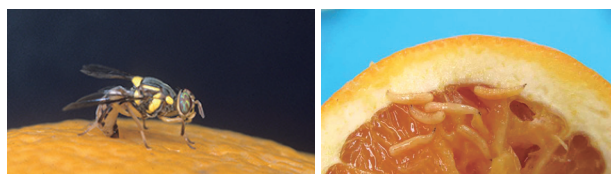


令和7年度における九州地方のミカンコミバエ種群 発見事例とその対応状況

1 ミカンコミバエ種群とは

ミカンコミバエ種群 (*Bactrocera dorsalis* species complex) とは、体長7mm程度の小型のハエの一種であるミカンコミバエとそれに形態が非常によく似た種の総称で、カンキツ類、ブドウ、ナシ、カキ、ビワなどの果樹からトマトなどの果菜類まで幅広い作物に寄生する害虫です。成虫は果実に卵を産み、ふ化した幼虫は果実内を食い荒らすことにより、果実の腐敗や落果を引き起こし、防除をしていない園地では収穫が皆無になることもあります。

ミカンコミバエ種群は、中国、台湾、フィリピンなどに発生しており、台風などの強風に乗って、これらの地域から日本へ飛来することが確認されています。かつては日本の南西諸島や小笠原諸島に発生していたことがありましたが、多大な労力と莫大な費用、長い歳月をかけて昭和61（1986）年に根絶に成功しました。



ミカンコミバエ種群

オレンジ果実への被害

2 侵入やまん延防止のための取組

ミカンコミバエ種群の侵入やまん延を防止するためには、早期発見と迅速な防除（初動対応）が重要です。

このため、植物防疫所と都道府県では海・空港や果樹生産園地などで誘殺トラップ（捕獲わな）を設置し調査を行うことで早期発見に努めています。これらのトラップに誘殺が確認された場合は、その地点の周辺での発生調査やテックス板（誘引剤と殺虫剤を染み込ませた木質繊維の板）設置による防除などの対応を行っています。

3 令和7年度の発見事例と対応状況

令和7年度は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県においてミカンコミバエ種群の誘殺が確認され、その頭数は九州地方での誘殺数が近年では最も多かった令和3年度の203頭を超える1,416頭となりました。誘殺が多く確認された地域や幼虫が寄生した果実が発見された地域では、テックス板の設置地域の拡大（一部の地域ではヘリコプターによる防除）や寄主植物の除去など防除対策を強化しました。



テックス板の設置作業
右上：テックス板



寄主植物(カキ)の除去作業

4 さいごに

門司植物防疫所では、ミカンコミバエ種群が誘殺された場合に行うべき措置を定めた「九州におけるミカンコミバエ種群誘殺時の対応マニュアル」(以下「マニュアル」)に基づき、県、市町村、生産関係機関などと連携して、侵入調査や初動対応を実施しています。

近年、温暖化などによる気候変動に伴い、ミカンコミバエ種群の誘殺が増加するとともに、広域で確認される傾向にあり、侵入・定着のリスクが高まっています。これら状況の変化に柔軟に対処するため、門司植物防疫所ではマニュアルの見直しを適宜行い、誘殺状況や地域の実情に応じ、迅速かつ効果的な対応を講じていくこととしています。

引き続き、関係機関や地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

登録検査機関による区分別検査の現状

1 経緯

令和5年4月、改正植物防疫法の施行により、農林水産大臣の登録を受けた第三者機関（以下「登録検査機関」）が、輸出検査の一部を担うことが可能となりました。制度開始から3年が経過し、登録検査機関の活用が着実に進んでいます。そこで、今回は登録検査機関の現状について紹介します。

2 登録検査機関の登録状況

令和8年6月末現在、登録検査機関数は14機関となっており、民間の検査機関、社団法人及び大学など、さまざまな業種の機関が登録されています。

登録検査機関が実施できる区分別検査及び実施可能機関の延べ数は以下のとおりです（図1）。

- （1）栽培地検査（1機関）
- （2）消毒検査（4機関）
- （3）精密検査（11機関）
- （4）目視検査（8機関）

登録検査機関の情報は、以下の農林水産省ホームページに掲載されています。登録検査機関名、対応可能な区分別検査などの情報が掲載されていますので、最新情報をご確認いただき、ご希望の検査の詳細については各登録検査機関にご相談ください。

登録検査機関の情報はこちらから



https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kensakikan.html

3 登録検査機関の検査実績

令和5年の制度開始当初は、遺伝子診断などの精密検査が中心で、その件数は476件でした。その後、登録検査機関数の増加に伴い検査実績も拡大し、令和7年は精密検査が3,665件（速報値、以下同じ）、目視検査件数が5,742件となりました。また、栽培地検査（98件）、消毒検査（23件）についても増加し、全ての区分別検査で実績の増加がみられます（図2）。

4 登録検査機関の利用に向けて

登録検査機関を利用するメリットとして、より迅速かつ申請者の希望するタイミングで検査結果が得られることが挙げられます。輸出国での精密検査の多様化、中古農業機械などの新たな植物検疫対象品目の増加により、今後ますます登録検査機関が活用されることが見込まれます。

輸出者の皆様におかれましては、登録検査機関制度の最新情報をご確認いただき、登録検査機関の利用もご検討願います。

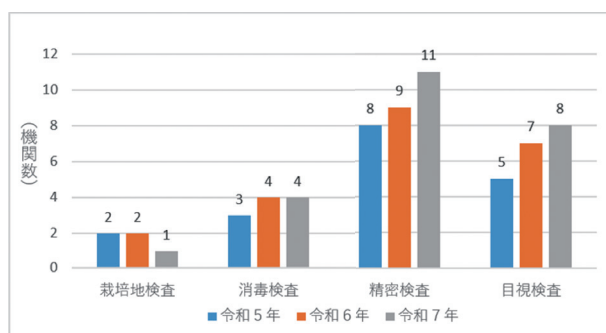


図1：区分別検査ごとの登録検査機関数

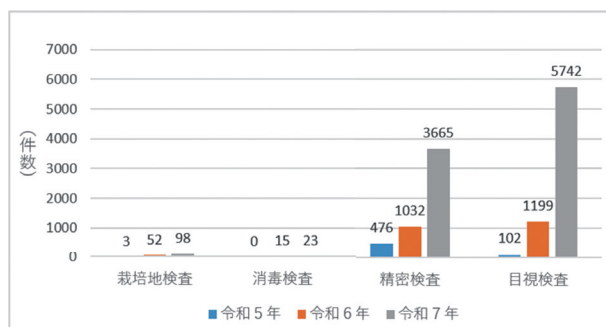


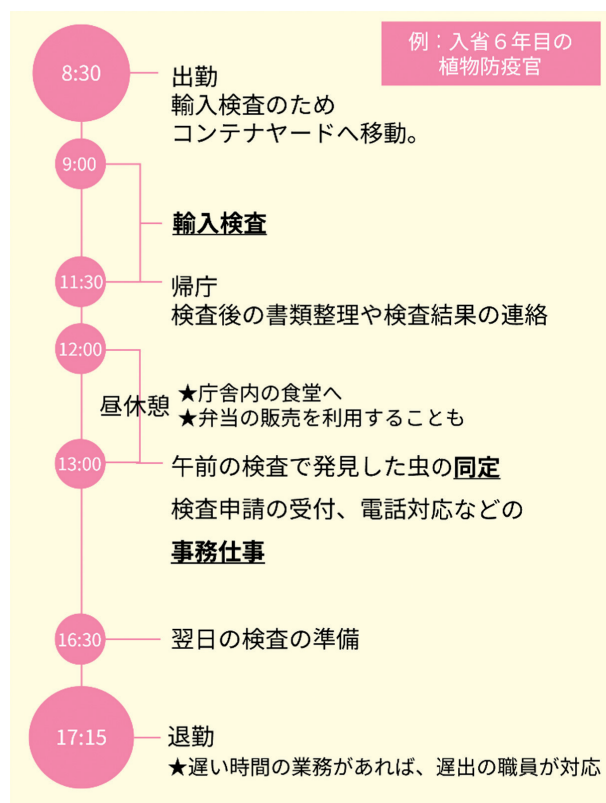
図2：登録検査機関による検査件数

※令和7年実績は速報値

海港における若手植物防疫官の一日

1 はじめに

植物防疫所では、海外からの病虫害の侵入を防ぐため、日本へ輸入される植物の検疫を行っています。今回は、横浜港で輸入検疫に携わる若手植物防疫官の一日を例に、植物防疫官が日々どのような仕事を行っているか紹介します。



1日の大まかなスケジュール

2 主な業務 ～輸入検査～

出勤するとすぐに輸入検査のためにコンテナヤードへ移動します。横浜港にはバナナやアボカド、タマネギといった野菜や果物のほか、切り花や牧草、コーヒー豆などが多く輸入されます。これらの植物に病虫害が付着していないかどうか、目視で検査していきます。多い時には午前中だけで100本以上のコンテナの植物を検査します。検査を正確に行うことはもちろん、物流を妨げないよう迅速な対応も求められます。

3 主な業務 ～検査で発見した病虫害の同定～

検査で病虫害を発見したときは、持ち帰って種類を特定する同定作業を行います。同定作業は顕微鏡で観察し、各部の特徴を資料と照合して検疫の対象かどうか調べていきます。

病虫害の種類によって貨物の合否が決まるため、正確かつ迅速な同定が求められます。

若手植物防疫官の中には学生時代の専攻分野が昆虫や病菌以外の職員もいますが、研修や先輩の指導を受けながら同定技術を向上させていくことができます。



カイガラムシの標本を観察している様子

4 主な業務 ～事務仕事～

そのほかにも、検査申請の審査や植物検疫に関する問い合わせ対応などを随時行っています。植物類を含む製品は多岐にわたり、珍しい植物についての問い合わせを受けることもあります。法令に基づく規制や手続きをわかりやすく説明するよう心がけています。

5 さいごに

今回は海港の輸入検疫に絞って紹介しましたが、ほかにも農林水産省のYouTubeチャンネルにて「ぴーきゅんTV」として植物防疫官の仕事を紹介するさまざまな動画が投稿されています。また、公式インスタグラムでは植物検疫関連イベントや説明会、インターンのお知らせなどもされているので、ぜひチェックしてみてください。

植物防疫所紹介 名古屋植物防疫所四日市出張所(三重県四日市市)

四日市は東海道五十三次の宿場町の一つであり、四日市港は隣接する桑名宿とともに熱田(宮)宿を結ぶ海路の港として発展しました。明治以降は伊勢湾有数の商業港となり、現在は石油化学コンビナートを中心とする工業都市として、日本の産業を支えています。

四日市出張所は、三重県全域の植物検疫業務を管轄しています。輸入検査の主な品目は、海上コンテナ積みみのコーヒー豆、大型専用船積みのももろこし、ナタネ及びバイオマス燃料です。

輸出検査では、EU 加盟国向け中古農業機械や各国向け製茶などの検査を実施しています。また、EU 加盟国向け盆栽やタイ・ベトナム向けかんきつ類生果実について、輸出検査に

先立ち、栽培地での検査を行っています。

特に、県内最南端で栽培される「南紀みかん」については、輸出先国の厳格な検疫条件を満たすため、三重県などと協力し、ミカンバエを対象としたトラップ調査及び生果実調査を実施し、ミカンバエの無発生を確認しています。

このように四日市出張所では、関係機関と連携しながら植物検疫に取り組んでいます。



四日市港の工場夜景

調査研究業務の紹介 横浜植物防疫所調査研究部害虫担当

害虫担当は、植物検疫上問題となる害虫・線虫類の調査研究、技術情報の収集を軸に、植物防疫課、植物防疫所内、時に国や県の研究機関と連携してさまざまな業務を行っています。国内で新たに発見された又は発生した害虫・線虫類の防除法の検討、輸出入解禁検討などの課題に対して、科学的根拠に基づく対応案作成と迅速な情報提供を使命としています。

最近では、ゾウムシ類、ミバエ類及びセンチュウ類の遺伝子解析(新たな識別法の開発や

侵入源・分散経路推定)に取り組んでおり、モニタリングや防除への活用を目指しています。



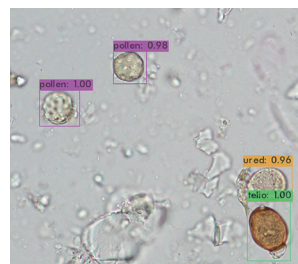
ミカンコミバエ種群の遺伝子解析(左)
及びイモゾウムシ調査時に発見された寄生イモ(右)

調査研究業務の紹介 横浜植物防疫所調査研究部病菌担当

病菌担当では、糸状菌、細菌、ウイルスなどが引き起こす植物病害を対象として、植物検疫の適切な実施に必要な科学的知見の蓄積や検査技術の高度化に向けた調査研究を行っています。具体的には植物検疫上重要な植物病原体の生理・生態の解明に取り組むとともに、PCR 法や診断 AI をを活用した検出・診断技術の開発・改良を行っています。また、諸外国における植物病害の発生状況や防除対

策などに関する情報収集も行っています。

これらの成果は、「植物防疫所調査研究報告」として公表するほか、学会や学術雑誌等を通じて広く発信しています。



開発した画像診断AIモデルの
対象物検出例(センサイさび病菌)

注目情報

植物防疫所のホームページ (<https://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和8年9月7日現在

【法令改正関係情報】

- 「アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました。(令和8年8月13日)
- 「欧州連合加盟国及び英国向け盆栽輸出検査実施要領」が制定されました。(令和8年7月17日)
- 「輸出検査実施要領」が一部改正されました。(令和8年7月17日)

【輸入植物検疫関係情報】

- チリ共和国においてチチュウカイミバエの誘殺が確認されたため、Valparaíso州Valparaíso郡及びAtacama州Huasco郡内の一部地域に新たに検疫規制地域が設定されました。(令和8年9月4日)
- マダガスカルからの輸入植物等に添付される検査証明書について(令和8年8月28日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和8年8月4日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和8年7月30日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和8年7月28日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和8年7月16日)

【輸出植物検疫関係情報】

- タイ向け生果実こん包施設一覧(令和8年産りんご・なし・かき・イチゴ・キウイフルーツ)を更新しました。(令和8年8月20日)
- 台湾向け生果実こん包施設一覧(令和8年産りんご・なし)及びベトナム向け生果実こん包施設一覧(令和8年産りんご・なし)を更新しました。(令和8年8月10日)
- 横浜植物防疫所(本所)における輸出検査予約システム(P-Quick next)が導入されます。(令和8年8月7日)
- 「盆栽・植木類の輸出について」を更新しました。(令和8年8月3日)
- 「各国の検疫条件」における中国の情報を更新しました。(令和8年7月28日)
- 「盆栽・植木類の輸出について」を更新しました。(令和8年7月17日)
- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和8年度うんしゅうみかん)を掲載しました。(令和8年6月30日)

【その他のお知らせ】

- 植物防疫情報第61号を発行しました。(令和8年7月21日)



2027年国際園芸博覧会
2027.3.19-9.26 横浜・上瀬谷

